

子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について（通達）

令和5年8月25日
警察本部長から
各部長・参事官
各所属長あて

この通達は、子供と女性を性犯罪等の被害から守るための取組について、その基本的事項を示したもので、主な内容は次のとおり

- 1 性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等が発生した段階で、行為者を特定し、検挙又は指導・警告措置を講じる活動（先制・予防的活動）の重要性
- 2 網羅的な情報収集
- 3 刑事部門等と連携した情報分析
- 4 実効性のある行為者特定のための活動の推進
- 5 事案に応じた検挙、指導・警告の実施
- 6 検挙又は指導・警告措置に関する適切な情報発信